

むつ市議会第226回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成27年12月22日（火曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

第1 行政報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

第2 議案第83号 むつ市個人番号の利用に関する条例

第3 議案第84号 むつ市税条例の一部を改正する条例

【討論、採決】

第4 議案第85号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例

【委員長報告、質疑、討論、採決】

第5 議案第86号 むつ市みどりのさきもり館条例の一部を改正する条例

第6 議案第87号 むつ市公民館条例の一部を改正する条例

第7 議案第88号 むつ市脇野沢地域交流センター条例の一部を改正する条例

第8 議案第89号 むつ市海と森ふれあい体験館条例の一部を改正する条例

第9 議案第90号 むつ市下北自然の家条例の一部を改正する条例

第10 議案第91号 むつ市釜臥山スキー場条例の一部を改正する条例

第11 議案第92号 むつ市兎沢スキー場条例の一部を改正する条例

第12 議案第93号 むつ市かまふせビレッジ条例の一部を改正する条例

第13 議案第94号 むつ市体育館条例の一部を改正する条例

第14 議案第95号 むつ市ウェルネスパーク条例の一部を改正する条例

第15 議案第96号 むつ市脇野沢総合運動場条例の一部を改正する条例

第16 議案第97号 むつ市ふれあいスポーツパーク条例の一部を改正する条例

第17 議案第98号 むつ市城ヶ沢地区集会所条例の一部を改正する条例

第18 議案第99号 むつ市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

第19 議案第100号 むつ市大畑地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

第20 議案第101号 むつ市脇野沢地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

第21 議案第102号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例

第22 議案第103号 むつ市児童館条例の一部を改正する条例

第23 議案第104号 むつ市老人憩の家条例の一部を改正する条例

第24 議案第105号 むつ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

【討論、採決】

第25 議案第106号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例

【委員長報告、質疑、討論、採決】

第26 議案第107号 むつ市駅前広場条例の一部を改正する条例

- 第27 議案第108号 むつ市イベント広場条例の一部を改正する条例
- 第28 議案第109号 むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場条例の一部を改正する条例
- 第29 議案第110号 むつ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第30 議案第111号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第31 議案第112号 むつ市斎場条例の一部を改正する条例
- 第32 議案第113号 むつ市墓地公園条例の一部を改正する条例
- 第33 議案第114号 むつ市野菜集荷貯蔵施設条例の一部を改正する条例
- 第34 議案第115号 むつ市林業研修集会施設条例の一部を改正する条例
- 第35 議案第116号 むつ市営牧野設置条例の一部を改正する条例
- 第36 議案第117号 むつ市営脇野沢家畜管理施設条例の一部を改正する条例
- 第37 議案第118号 むつ市脇野沢畜産流通加工施設及び農村活性化施設条例の一部を改正する条例
- 第38 議案第119号 むつ市酪農研修センター条例の一部を改正する条例
- 第39 議案第120号 むつ市地域特産品生産施設条例の一部を改正する条例
- 第40 議案第121号 むつ市宮後ふれあい牧場条例の一部を改正する条例
- 第41 議案第122号 むつ市地方卸売市場大畑町魚市場条例の一部を改正する条例
- 第42 議案第123号 むつ市脇野沢海づり公園条例の一部を改正する条例
- 第43 議案第124号 むつ市マリンハウス脇野沢条例の一部を改正する条例
- 第44 議案第125号 むつ市産業会館条例の一部を改正する条例
- 第45 議案第126号 むつ市観光物産館条例の一部を改正する条例
- 第46 議案第127号 むつ市観光交流センター条例の一部を改正する条例
- 第47 議案第128号 むつ市脇野沢温泉条例の一部を改正する条例
- 第48 議案第129号 むつ市脇野沢野営場条例の一部を改正する条例
- 第49 議案第130号 むつ市奥葉研修景公園条例の一部を改正する条例
- 第50 議案第131号 むつ市温泉事業条例の一部を改正する条例
- 第51 議案第132号 むつ市ふれあい温泉川内条例の一部を改正する条例
- 第52 議案第133号 むつ市陶芸品生産施設条例の一部を改正する条例
- 第53 議案第134号 むつ市湯野川温泉濃々園条例の一部を改正する条例
- 第54 議案第135号 むつ市脇野沢流通センター条例の一部を改正する条例
- 第55 議案第136号 むつ市脇野沢リフレッシュセンター条例の一部を改正する条例
- 第56 議案第137号 むつ市観光遊覧船条例の一部を改正する条例
- 第57 議案第138号 むつ市下水道条例の一部を改正する条例
- 第58 議案第139号 むつ市漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 第59 議案第140号 むつ市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例
- 第60 議案第141号 むつ市下水道事業等受益者分担金条例の一部を改正する条例
- 第61 議案第142号 むつ市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第62 議案第143号 むつ市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

- 第63 議案第144号 むつ市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例
- 第64 議案第145号 むつ市保育所条例を廃止する条例
- 第65 議案第146号 工事請負契約の一部変更契約について
(脇野沢赤坂地区不法投棄廃棄物撤去工事について、工事内容の一部を変更し、契約金額を変更するためのもの)
- 第66 議案第147号 指定管理者の指定について
(むつ市宮宮後牧野外4施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第67 議案第148号 指定管理者の指定について
(川内第1牧野外1施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第68 議案第149号 市道路線の認定について
- 第69 議案第150号 市道路線の廃止について
- 第70 議案第157号 平成27年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第71 議案第158号 平成27年度むつ市下水道事業特別会計補正予算
- 第72 議案第159号 むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

【各常任委員会からの申し出】

- 第73 各常任委員会の所管事務継続審査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	原 田 敏 匡	2番	山 本 留 義
3番	佐々木 隆 徳	4番	工 藤 祥 子
5番	横 垣 成 年	6番	目 時 睦 男
7番	川 下 八 十 美	8番	石 田 勝 弘
9番	菊 池 広 志	10番	東 健 而
11番	菊 池 光 弘	12番	岡 崎 健 吾
13番	鎌 田 ちよ子	14番	佐 賀 英 生
15番	大 瀧 次 男	16番	半 田 義 秋
17番	富 岡 修	18番	斉 藤 孝 昭
19番	富 岡 幸 夫	20番	村 中 徹 也
21番	白 井 二 郎	22番	中 村 正 志
23番	野 呂 泰 喜	24番	濱 田 栄 子
25番	佐々木 肇	26番	浅 利 竹 二 郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	新 谷 加 水
教 育 委 員 員 長	高 瀬 厚 太 郎	教 育 長	遠 島 進
公 管 理 企 業 者	遠 藤 雪 夫	代 査 委 表 員	阿 部 昇
総 括 監	花 山 俊 春	総 務 政 策 長	川 西 伸 二
財 務 部 長	石 野 了	民 生 部 長	柳 谷 孝 志
保 健 福 祉 部	畑 中 秀 樹	経 済 部 長	高 橋 聖
建 設 部 長	吉 田 正	川 内 庁 舎 長 舎 長	松 本 大 志
大 所 大 管 理 課	坂 井 隆	協 野 所 野 舎 野 課	白 尾 芳 春
会 管 総 政 理 出 納 室	鹿 内 徹	選 挙 管 理 局 員 長	杉 山 重 行

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（浅利竹二郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（浅利竹二郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

12月15日、各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長からそれぞれ会議規則第111条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

次に、本日この後、児童・生徒への声かけ事案に対する対応について市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（浅利竹二郎） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

◎日程第1 行政報告

○議長（浅利竹二郎） 日程第1 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。

児童・生徒に対する声かけ事案の対応についてご報告いたします。

今日に入り、児童への声かけ事案が3件連続して発生いたしました。内容も単なる声かけにとどまらず、「下校中の児童に対し、「車に乗って」などと声をかけ、腕をつかむ」等の身体接触を伴う極めて憂慮すべきものとなっております。

市といたしましては、こうした現状を重視し、これまでの各学校における児童・生徒への指導及び協力団体による巡回活動並びにむつ市ホームページでの情報提供及び見守り活動への協力依頼に加え、各学校に対しましては、登下校について、児童・生徒の安全を最優先し、集団下校や複数による登下校、教職員による巡回指導、保護者による送迎等、万全の体制をとるよう教育委員会から指示するとともに、保護者に対しましても、登下校及び休日等の児童・生徒の安全確保について、注意喚起の文書を配布しております。

昨日からは、むつ警察署による巡回を強化していただいておりますほか、むつ市防犯指導隊及び消防署等による巡回活動も実施いたしております。

また、防災行政用無線や防災かまふせメールにより、広く市民の皆様への情報提供と、見守り活動への協力依頼を行うとともに、市内町内会長やむつ市行政連絡員、むつ市防犯指導隊、むつ市少年指導員、むつ市民生委員児童委員及びむつ市見守り隊等の協力団体に対し、見守り活動の協力依頼をいたしました。

さらに、市内各小学校の児童全員に対しまして、LEDライト付き防犯ブザーを配布し、子供たちの安全を確保してまいりたいと考えております。

なお、一連の事案は捜査案件であり、被害児童の保護者からも公表を控えるよう要請を受けておりますことから、詳細については現段階ではお知らせできかねますことをご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

今後も学校、保護者、地域の皆様方に加え、関

係機関とも連携し、地域一丸となって児童・生徒の安全確保に取り組んでまいりますので、議員各位におかれましてもご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（浅利竹二郎） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第2～日程第72 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長（浅利竹二郎） 次は、日程第2 議案第83号 むつ市個人番号の利用に関する条例から、日程第72 議案第159号 むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例までの71件を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました71件のうち、議案第85号及び議案第106号の2件を除く委員会付託した議案についての各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長から報告を求めます。

まず、議案第83号、議案第84号、議案第87号から議案第90号まで、議案第98号から議案第101号まで、議案第143号、議案第144号及び議案第159号について、総務教育常任委員長の報告を求めます。
総務教育常任委員長。

（10番 石田勝弘議員登壇）

○10番（石田勝弘） 総務教育常任委員会に付託されました議案13件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月15日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案のうち議案第83号、議案第84号、議案第87号、議案第89号、議案第90号、議案第99号及び議案第101号の7議案につきましては、反対討論がありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、ほか6議案につきましては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

まず、議案第84号、議案第87号から議案第90号まで、議案第98号から議案第101号までにつきましては、理事者側から、行政需要に対応できる財政基盤を確立するとともに、使用料・手数料に係る受益の負担の適正化を図るためのものであるとの説明がありましたので先に報告し、以下においてこの部分は省略しております。

初めに、議案第83号 むつ市個人番号の利用に関する条例についてであります。理事者側から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定めのない事務として、全国的に取り組みが進んでいる個人番号を利用する事務を定め、市で保有する特定個人情報を相互に利用できるようにし、市民の利便性を図るためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、マイナンバーに関する議案の提案は本条例で終わりなのかとの質疑があり、理事者側から、本条例の提案でほぼ終わりになるとの答弁がありました。

また別の委員から、本条例の第3条第2項に情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から特定個人情報の提供を受けられるとあるが、個人番号利用事務実施者とはどういう機関なのかとの質疑があり、理事者側から、法律で定める事務及び本条例で定め

る事務を取り扱う国、県及び市町村等の行政機関での情報交換になるとの答弁がありました。

次に、議案第84号 むつ市税条例の一部を改正する条例及び議案第87号 むつ市公民館条例の一部を改正する条例についてであります。これら2議案につきましては、理事者側からの説明に対し、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第88号 むつ市脇野沢地域交流センター条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側からの説明に対し委員から、社会教育等の利用については使用料が免除となることだが、どのような場合に使用料を徴収するのかとの質疑があり、理事者側から、一般企業への貸し出し、営利目的のイベント等が行われた場合は使用料を徴収するとの答弁がありました。

次に、議案第89号 むつ市海と森ふれあい体験館条例の一部を改正する条例及び議案第90号 むつ市下北自然の家条例の一部を改正する条例についてであります。これら2議案につきましては、理事者側からの説明に対し、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第98号 むつ市城ヶ沢地区集会所条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側からの説明に対し委員から、基本的に使用料は無料となっているが、どのような場合に使用料を徴収するのかとの質疑があり、理事者側から、特定の政党の利害に関する事業のため使用するとき、特定の宗教行事のため使用するとき及びその他市長が使用料を徴収することを相当と認めるときに使用料を徴収するとの答弁がありました。

次に、議案第99号 むつ市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側からの説明に対し、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第100号 むつ市大畑地区コミュニ

ティセンター条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側からの説明に対し委員から、基本的に使用料は無料となっているが、どのような場合に使用料を徴収するのかとの質疑があり、理事者側から、特定の政党の利害に関する事業のため使用するとき、特定の宗教行事のため使用するとき及びその他市長が使用料を徴収することを相当と認めるときに使用料を徴収するとの答弁がありました。

次に、議案第101号 むつ市脇野沢地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側からの説明に対し、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第143号 むつ市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、平成27年10月2日付で総務省自治税務局より地方税における個人番号、法人番号の利用についての取り扱いが示され、平成28年1月1日以降に発行する市税の納付書及び納入書に記載することとされていた法人番号を記載しないこととするためのものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第144号 むつ市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例についてであります。理事者側から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による住民基本台帳法の一部改正により、市町村長等は住民基本台帳カードを条例に規定する目的のために利用できることとしていた根拠規定が、平成28年1月1日をもって削除されることに伴い、本条例を廃止するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、住民基本台帳カードの利用実績について質疑があり、理事者側から、平成

16年度の運用開始から利用状況は低迷しており、施設予約サービスについては1施設、図書館蔵書検索サービスについては毎月100件程度、申請書自動作成サービスについては年に数件であるとの答弁がありました。

次に、議案第159号 むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、平成27年11月24日付で総務省自治税務局より地方税における個人番号、法人番号の利用についての取り扱いが示されたことに伴い、平成28年1月1日以降に本条例により不均一課税の適用を受ける際に提出する申請書に、個人番号または法人番号を記載することとするためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（浅利竹二郎） これ総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第86号、議案第107号から議案第109号まで、議案第114号から議案第142号まで、議案第147号から議案第150号まで及び議案第158号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

（24番 濱田栄子議員登壇）

○24番（濱田栄子） 産業建設常任委員会に付託されました議案38件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月15日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる

質疑等について申し上げます。

まず、議案第86号、議案第107号から議案第109号まで、議案第114号から議案第142号までにつきましては、理事者側から、行政需要に対応できる財政基盤を確立するとともに、使用料・手数料に係る受益の負担の適正化を図るためのものであるとの説明がありましたので先に報告し、以下においてこの部分は省略しております。

初めに、議案第86号 むつ市みどりのさきもり館条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側からの説明に対し、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第107号 むつ市駅前広場条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側からの説明に対し委員から、料金設定が1円単位となっているが、10円単位にできないのかとの質疑があり、理事者側から、その都度支払うものについては、つり銭等の事務の煩雑化を考慮し10円単位での引き上げとし、まとめて支払うものについては1円単位での引き上げとすることで、全庁的な統一を図ったものであるとの答弁がありました。

次に、議案第108号 むつ市イベント広場条例の一部を改正する条例、議案第109号 むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場条例の一部を改正する条例及び議案第114号 むつ市野菜集荷貯蔵施設条例の一部を改正する条例についてであります。これら3議案につきましては、理事者側からの説明に対し、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第115号 むつ市林業研修集会施設条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側からの説明に対し委員から、現在閉鎖している当該施設の用途変更や今後の利活用などは考えているのかとの質疑があり、理事者側から、現在特に計画等はないが、今後検討していか

なければならぬと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第116号 むつ市営牧野設置条例の一部を改正する条例、議案第117号 むつ市営脇野沢家畜管理施設条例の一部を改正する条例、議案第118号 むつ市脇野沢畜産流通加工施設及び農村活性化施設条例の一部を改正する条例、議案第119号 むつ市酪農研修センター条例の一部を改正する条例、議案第120号 むつ市地域特産品生産施設条例の一部を改正する条例、議案第121号 むつ市宮後ふれあい牧場条例の一部を改正する条例、議案第122号 むつ市地方卸売市場大畑町魚市場条例の一部を改正する条例、議案第123号 むつ市脇野沢海づり公園条例の一部を改正する条例、議案第124号 むつ市マリンハウス脇野沢条例の一部を改正する条例、議案第125号 むつ市産業会館条例の一部を改正する条例、議案第126号 むつ市観光物産館条例の一部を改正する条例及び議案第127号 むつ市観光交流センター条例の一部を改正する条例についてであります。これら12議案につきましては、理事者側からの説明に対し、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第128号 むつ市脇野沢温泉条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側からの説明に対し委員から、ボイラーの故障により本年9月から休業しているが再開の見通しはあるのかとの質疑があり、理事者側から、脇野沢地区の住民の利用が多く早急に対応したいと考えているが、ボイラーの修繕に約650万円を要することから、今後脇野沢地区における全体的な公共施設のあり方を検討する中で再開に向け協議していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第129号 むつ市脇野沢野営場条例の一部を改正する条例、議案第130号 むつ市奥薬研修景公園条例の一部を改正する条例、議案第131号 むつ市温泉事業条例の一部を改正する条

例、議案第132号 むつ市ふれあい温泉川内条例の一部を改正する条例、議案第133号 むつ市陶芸品生産施設条例の一部を改正する条例、議案第134号 むつ市湯野川温泉濃々園条例の一部を改正する条例、議案第135号 むつ市脇野沢流通センター条例の一部を改正する条例、議案第136号 むつ市脇野沢リフレッシュセンター条例の一部を改正する条例、議案第137号 むつ市観光遊覧船条例の一部を改正する条例、議案第138号 むつ市下水道条例の一部を改正する条例、議案第139号 むつ市漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例、議案第140号 むつ市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例、議案第141号 むつ市下水道事業等受益者分担金条例の一部を改正する条例及び議案第142号 むつ市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。これら14議案につきましては、理事者側からの説明に対し、委員からの質疑等はありませんでした。

なお、今回の使用料・手数料の改定に伴う議案のうち指定管理者を指定している施設について委員から、施設の使用料・手数料の値上げは指定管理者の判断に任せるのか、また、新年度から値上げ分を差し引いて指定管理料を支払うことに間違いはないかとの質疑があり、理事者側から、条例等で料金を引き上げたとしてもその執行に関しては指定管理者の判断によるものであるが、指定管理料については原則として年度協定の協議において料金引き上げによる増額分を算出し、指定管理料から増額分を差し引くことになるものと考えているとの答弁がありました。

また、同じ委員から、使用料・手数料の値上げについて、各指定管理者と協議はあったのかとの質疑があり、理事者側から、今後各指定管理者との協議を進め料金等について調整していくことになるとの答弁がありました。

次に、議案第147号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、むつ市宮後牧野外4施設の管理を行う指定管理者に田名部畜産農業協同組合を指定するもので、指定期間は平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3カ年としているとの説明がありました。

これに対し委員から、今回の使用料・手数料の値上げに伴い指定管理料は幾ら減額となる予定なのかとの質疑があり、理事者側から、試算では100万円から140万円程度の減額となる見込みであるとの答弁がありました。

次に、議案第148号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、川内第1牧野外1施設の管理を行う指定管理者にむつ市川内地区牧野管理組合を指定するもので、指定期間は平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3カ年としているとの説明がありました。

これに対し委員から、今回の使用料・手数料の値上げに伴い指定管理料は幾ら減額となる予定なのかとの質疑があり、理事者側から、試算では5万1,000円程度の減額となる見込みであるとの答弁がありました。

次に、議案第149号 市道路線の認定についてであります。理事者側から、開発行為により市に帰属した路線等6路線について、市道として認定するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第150号 市道路線の廃止についてであります。理事者側から、北の防人大湊地区都市再生整備計画に伴い道路の用に供しないこととなった桜木町9号線を廃止するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第158号 平成28年度むつ市下水道事業特別会計補正予算についてであります。理事者側から、決算見込みにより社会資本整備総合

交付金及び地方債を2,822万円減額するものであり、これにより補正後の歳入歳出予算総額は15億3,292万3,000円となるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

訂正いたします。議案第158号を平成28年度と申し上げましたが、平成27年度でした。訂正をお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（浅利竹二郎） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第91号から議案第97号まで、議案第102号から議案第105号まで、議案第110号から議案第113号まで、議案第145号、議案第146号及び議案第157号について民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

（22番 中村正志議員登壇）

○22番（中村正志） 民生福祉常任委員会に付託されました議案18件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月15日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案のうち議案第92号から議案第97号まで、議案第102号から議案第105号まで、議案第110号、議案第111号及び議案第113号の13議案につきましては、反対討論があり、議案第91号及び議案第112号の2議案につきましては、ご異議がありました。賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、ほか3議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

まず、議案第91号から議案第97号まで、議案第102号から議案第105号まで、議案第110号から議案第113号までにつきましては、理事者側から、行政需要に対応できる財政基盤を確立するとともに、使用料・手数料に係る受益の負担の適正化を図るためのものであるとの説明がありましたので先に報告し、以下においてこの部分は省略しております。

初めに、議案第91号 むつ市釜臥山スキー場条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側からの説明に対し委員から、学校等の団体に利用した場合の使用料について質疑があり、理事者側から、現在、各小学校で行っているスキー教室での利用の場合は、教育活動の一環ということで使用料を免除しているとの答弁がありました。

次に、議案第92号 むつ市兎沢スキー場条例の一部を改正する条例及び議案第93号 むつ市かまふせビレッジ条例の一部を改正する条例についてであります。これら2議案につきましては、理事者側からの説明に対し、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第94号 むつ市体育館条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側からの説明に対し委員から、合併後10年を経過しているのに、現在まで川内体育館と大畑体育館の使用料の規定が異なっていたことについて質疑があり、理事者側から、今まで積み残した課題もできる限り解消していかなければならないと判断し、今回の条例改正となったものであるとの答弁がありました。

次に、議案第95号 むつ市ウェルネスパーク条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側からの説明に対し委員から、ウェルネスパークなど指定管理期間を定めている場合の使用料改定後の指定管理料の見直しについて質疑があ

り、理事者側から、指定管理者とは毎年年度協定を締結しているため、本条例が議決となった場合は来年度の年度協定に反映されるものと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第96号 むつ市脇野沢総合運動場条例の一部を改正する条例、議案第97号 むつ市ふれあいスポーツパーク条例の一部を改正する条例及び議案第102号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。これら3議案につきましては、理事者側からの説明に対し、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第103号 むつ市児童館条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側からの説明に対し委員から、同様のサービスを行っているなかよし会の利用者負担との差異について質疑があり、理事者側から、平成15年にそれまで無料だった一月当たりの使用料を「幼児7,500円」、「学童500円」に改定した後は、今回まで改定の議論はなされていなかったが、今後、事業内容を整理したうえで、適正な料金設定、受益者負担の公正化、適正化を図っていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第104号 むつ市老人憩の家条例の一部を改正する条例、議案第105号 むつ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例及び議案第110号 むつ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これら3議案につきましては、理事者側からの説明に対し、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第111号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側からの説明に対し委員から、手数料の改定幅がほかの議案に比べて大きくなっている根拠について質疑があり、理事者側から、本条例に規定する許可等の手数料についての経費を算出した結果、手数料の原価が現状の手数

料とは大きな乖離があり、他市の動向等も踏まえ、激変緩和の措置を講じながら金額を設定しているとの答弁がありました。

次に、議案第112号 むつ市斎場条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側からの説明に対し委員から、手数料の改定幅がほかの議案に比べて大きくなっている根拠について質疑があり、理事者側から、斎場の使用件数の大半を占める12歳以上の市内居住者使用料は今回据え置き、主に市外居住者使用料について改定をしているため、改定幅が大きくなっている部分があるとの答弁がありました。

次に、議案第113号 むつ市墓地公園条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側からの説明に対し、委員からの質疑等はありませんでした。

なお、今回の使用料・手数料の改定に伴う議案のうち指定管理者を指定している施設について複数の委員から、指定管理料と使用料・手数料の改定に伴う増収分の取り扱いについて質疑があり、理事者側から、基本的には改定による増収分は指定管理料を再積算し、指定管理料から減額する方向で協議していくことになるとの答弁がありました。

また、複数の委員から、今回の改定は財政基盤の確立とともに受益者負担の適正化を基本としていることから、市内の地域や施設によって格差が生じることなく、むつ市全体が平等・公正に進むように取り組んでほしいとの要望がありました。

次に、議案第145号 むつ市保育所条例を廃止する条例についてであります。理事者側から、むつ市立新町保育所を平成28年3月31日をもって廃止するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、今回の廃止で新むつ市保育再編計画に基づく保育所の統廃合は全部終わる

のかとの質疑があり、理事者側から、新町保育所の廃止によって、新むつ市保育再編計画は終了となるとの答弁がありました。

次に、議案第146号 工事請負契約の一部変更契約についてであります。理事者側から、脇野沢赤坂地区不法投棄廃棄物撤去工事について、撤去した廃棄物が当初の見込みより大きく増加したことに伴い、工事内容の一部を変更し、契約金額を変更するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第157号 平成27年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算についてであります。理事者側から、保険給付費の減額に伴い、国庫支出金、共同事業交付金等8,438万4,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を88億1,838万5,000円とするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、医療費の抑制につながるジェネリック医薬品の使用状況について質疑があり、理事者側から、市内の薬局では61.4%、医療機関では39.8%となっているとの答弁がありました。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（浅利竹二郎） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前11時まで暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（浅利竹二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました71議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いま

す。なお、使用料及び手数料の見直しに伴う議案のうち、議案第84号、議案第85号及び議案第106号については、1議案ごとに審議を行いますが、議案第86号から議案第105号までの20件と議案第107号から議案第142号までの36件については、一括で委員長報告に対する質疑、討論を行い、採決はそれぞれ1議案ごとに行います。そのほかの議案12件については、1議案ごとに質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第83号

○議長（浅利竹二郎） まず、議案第83号 むつ市個人番号の利用に関する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。6番目時睦男議員。

（6番 目時睦男議員登壇）

○6番（目時睦男） 議案第83号 むつ市個人番号の利用に関する条例について反対討論を行います。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、乳幼児等医療費、ひとり親家庭等医療費、重度心身障害者医療費の給付及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について行政手続における利便性の向上を図るためとのことであり、この個人番号の管理について、国や市は個人情報保護対策を講じているとのことでありますが、125万件の年金基礎番号流出問題に見られるように、この条例が施行された場合、番号だけで多く

の情報が得られることから、万が一個人番号が流出し多くの情報が漏れた場合、取り返しがつかなくなるおそれがあり、共通番号を狙った新たな犯罪がふえたり、行政の落ち度で犯罪に巻き込まれるおそれや、将来民間会社も利用となってしまうのではないかと不安があります。したがって、プライバシーや人権侵害の危険がある本案に反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（浅利竹二郎） これで討論を終わります。これより採決に入ります。

議案第83号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者21人、起立しない者4人）

○議長（浅利竹二郎） 起立多数であります。よって、議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第84号

○議長（浅利竹二郎） 次は、議案第84号 むつ市税条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。5番横垣成年議員。

（5番 横垣成年議員登壇）

○5番（横垣成年） 議案第84号 むつ市税条例の一部を改正する条例に対し、反対討論をいたしま

す。

本案は、料金改定により、年間約190万円の市民負担増となるものであります。本案は、料金改定議案59件の一つであります。59件の料金改定による市民負担増の総額は、年間約1,900万円であります。厳しい財政状況の中、多様化しつつある新たな行政需要に対応できる財政基盤の確立という理由であります。財政が悪化しているから取りやすいところから取るというものではないでしょうか。一般職員の給与カットもしかりであります。

財政悪化の要因は、何であります。むつ市財政中期見通しでも、財政悪化の要因には何一つ触れておりません。要因を分析できなくては、対策もできません。したがって、中期見通しの対策は収入をふやして支出を減らすというありきたりのものでしかありません。約13億9,000万円の北の防人事業、突然とも言える約2億1,000万円の田名部まちなか団地の用地購入、同じく約2億1,000万円の道の駅の用地購入予定などは、財政悪化の要因ではなかったのかどうか。過去をしっかり検証し、悪化の要因を分析し、そしてその対策をしっかり立てなければなりません。そして、議会、市民に公開し、計画的な財政運営をしなければ、財政健全化の道はほど遠いものであります。

財政悪化の責任は誰であります。市民でないことは明らかであります。財政悪化に対し、全く責任のない市民に負担を求める本案に反対いたします。

○議長（浅利竹二郎） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第84号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者22人、起立しない者3人）

○議長（浅利竹二郎） 起立多数であります。よって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第85号

○議長（浅利竹二郎） 次は、議案第85号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例について審議を行います。

本案は、12月15日に質疑を終結しておりますので、これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。5番横垣成年議員。

（5番 横垣成年議員登壇）

○5番（横垣成年） 議案第85号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例に対し、反対討論をいたします。

本案は、料金改定により、年間約370万円の市民負担増となるものであります。

以下、前議案と同様の理由で反対いたします。

○議長（浅利竹二郎） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第85号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者22人、起立しない者3人）

○議長（浅利竹二郎） 起立多数であります。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

◇議案第86号～議案第105号

○議長（浅利竹二郎） 次は、議案第86号 むつ市みどりのさきもり館条例の一部を改正する条例から議案第105号 むつ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例までの20件について、それぞれの常任委員長報告に対し質疑に入ります。質疑は一括して行います。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論は一括して行います。

議案第86号、議案第87号、議案第89号から議案第95号まで、議案第97号、議案第99号、議案第101号から議案第103号まで及び議案第105号の15議案について討論の通告がありますので、発言を許可します。5番横垣成年議員。

(5番 横垣成年議員登壇)

○5番(横垣成年) 議案第86号、議案第87号、議案第89号から議案第95号、議案第97号、議案第99号、議案第101号、議案第102号、議案第103号、議案第105号に対し、反対討論をいたします。

15議案の料金改定により、年間約520万円の市民負担増となるものであります。

以下、前議案第84号と同様の理由で反対をいたします。

○議長(浅利竹二郎) これですべて討論を終わります。

これより採決に入りますが、採決はそれぞれ区分して行います。

まず、議案第86号 むつ市みどりのさきもり館条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号 むつ市公民館条例の一部を

改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第87号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号 むつ市脇野沢地域交流センター条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第88号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号 むつ市海と森ふれあい体験館条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第89号は委員長報告のとおり可決されました。

次は、議案第90号 むつ市下北自然の家条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者3人)

○議長（浅利竹二郎） 起立多数であります。よって、議案第90号は委員長報告のとおり可決されました。

次は、議案第91号 むつ市釜臥山スキー場条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者22人、起立しない者3人）

○議長（浅利竹二郎） 起立多数であります。よって、議案第91号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号 むつ市兎沢スキー場条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者22人、起立しない者3人）

○議長（浅利竹二郎） 起立多数であります。よって、議案第92号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号 むつ市かまふせビレッジ条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者22人、起立しない者3人）

○議長（浅利竹二郎） 起立多数であります。よって、議案第93号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号 むつ市体育館条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者22人、起立しない者3人）

○議長（浅利竹二郎） 起立多数であります。よって、議案第94号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号 むつ市ウェルネスパーク条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者22人、起立しない者3人）

○議長（浅利竹二郎） 起立多数であります。よって、議案第95号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号 むつ市脇野沢総合運動場条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第96号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第97号 むつ市ふれあいスポーツパーク条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者22人、起立しない者3人）

○議長（浅利竹二郎） 起立多数であります。よって、議案第97号は委員長報告のとおり可決されま

した。

次に、議案第98号 むつ市城ヶ沢地区集会所条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第98号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第99号 むつ市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第99号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第100号 むつ市大畑地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第100号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第101号 むつ市脇野沢地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第101号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第102号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第102号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第103号 むつ市児童館条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者4人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第103号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第104号 むつ市老人憩の家条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第104号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第105号 むつ市老人福祉センター

条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第105号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第106号

○議長(浅利竹二郎) 次は、議案第106号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例について審議を行います。

本案は、12月15日に質疑を終結しておりますので、これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。5番横垣成年議員。

(5番 横垣成年議員登壇)

○5番(横垣成年) 議案第106号 むつ市都市公園条例の一部を改正する条例に対し、反対討論をいたします。

本案は、料金改定により、年間約150万円の市民負担増となるものであります。

以下、前議案第84号と同様の理由で反対をいたします。

○議長(浅利竹二郎) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第106号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

◇議案第107号～議案第142号

○議長(浅利竹二郎) 次は、議案第107号 むつ市駅前広場条例の一部を改正する条例から議案第142号 むつ市水道事業給水条例の一部を改正する条例までの36件について、それぞれの常任委員長報告に対し質疑に入ります。質疑は一括して行います。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論は一括して行います。

議案第108号から議案第114号まで、議案第116号、議案第117号、議案第120号から議案第123号まで及び議案第125号から議案第142号までの31議案について討論の通告がありますので発言を許可します。5番横垣成年議員。

(5番 横垣成年議員登壇)

○5番(横垣成年) 議案第108号から議案第114号、議案第116号、議案第117号、議案第120号から議案第123号、議案第125号から議案第142号に対し、反対討論を行います。

31議案の料金改定により、年間約630万円の市民負担増となるものであります。

以下、前議案第84号と同様の理由で反対をいたします。

○議長(浅利竹二郎) これで討論を終わります。

これより採決に入りますが、採決はそれぞれ区分して行います。

まず、議案第107号 むつ市駅前広場条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第107号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第108号 むつ市イベント広場条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第108号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第109号 むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第109号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第110号 むつ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第110号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第111号 むつ市廃棄物の処理及び

清掃に関する条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第111号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第112号 むつ市斎場条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第112号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第113号 むつ市墓地公園条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第113号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第114号 むつ市野菜集荷貯蔵施設条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第114号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第115号 むつ市林業研修集会施設条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第115号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第116号 むつ市営牧野設置条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第116号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第117号 むつ市営脇野沢家畜管理施設条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第117号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第118号 むつ市脇野沢畜産流通加工施設及び農村活性化施設条例の一部を改正する

条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第118号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第119号 むつ市酪農研修センター条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第119号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第120号 むつ市地域特産品生産施設条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第120号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第121号 むつ市宮後ふれあい牧場条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よっ

て、議案第121号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第122号 むつ市地方卸売市場大畑町魚市場条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第122号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第123号 むつ市脇野沢海づり公園条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第123号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第124号 むつ市マリンハウス脇野沢条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第124号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第125号 むつ市産業会館条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第125号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第126号 むつ市観光物産館条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第126号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第127号 むつ市観光交流センター条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第127号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第128号 むつ市脇野沢温泉条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第128号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第129号 むつ市脇野沢野営場条例の一部を改正する条例についてはご異議がありませんので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第129号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第130号 むつ市奥薬研修景公園条例の一部を改正する条例についてはご異議がありませんので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第130号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第131号 むつ市温泉事業条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第131号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第132号 むつ市ふれあい温泉川内条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者19人、起立しない者5人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第132号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第133号 むつ市陶芸品生産施設条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第133号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第134号 むつ市湯野川温泉濃々園条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者19人、起立しない者5人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第134号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第135号 むつ市脇野沢流通センター条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第135号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第136号 むつ市脇野沢リフレッシュセンター条例の一部を改正する条例については

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第136号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第137号 むつ市観光遊覧船条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第137号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第138号 むつ市下水道条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第138号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第139号 むつ市漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第139号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第140号 むつ市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第140号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第141号 むつ市下水道事業等受益者分担金条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者20人、起立しない者4人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第141号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第142号 むつ市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者3人)

○議長(浅利竹二郎) 起立多数であります。よって、議案第142号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第143号

○議長（浅利竹二郎） 次は、議案第143号 むつ市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第143号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第144号

○議長（浅利竹二郎） 次は、議案第144号 むつ市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第144号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第145号

○議長（浅利竹二郎） 次は、議案第145号 むつ市保育所条例を廃止する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第145号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第146号

○議長（浅利竹二郎） 次は、議案第146号 工事請負契約の一部変更契約について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、脇野沢赤坂地区不法投棄廃棄物撤去工事について、工事内容の一部を変更し、契約金額を変更するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第146号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第147号

○議長（浅利竹二郎） 次は、議案第147号 指定管理者の指定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市宮後牧野外4施設の指定管理者を指定するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第147号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第148号

○議長（浅利竹二郎） 次は、議案第148号 指定

管理者の指定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、川内第1牧野外1施設の指定管理者を指定するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第148号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第149号

○議長（浅利竹二郎） 次は、議案第149号 市道路線の認定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第149号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第150号

○議長（浅利竹二郎） 次は、議案第150号 市道路線の廃止について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第150号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第157号

○議長（浅利竹二郎） 次は、議案第157号 平成27年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第157号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第158号

○議長（浅利竹二郎） 次は、議案第158号 平成27年度むつ市下水道事業特別会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅利竹二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第158号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第159号

○議長（浅利竹二郎） 次は、議案第159号 むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質

疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第159号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第73 各常任委員会の所管事務 継続審査について

○議長(浅利竹二郎) 次は、日程第73 各常任委員会の所管事務継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、会議規則第112条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、審査終了まで閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長からの申し出のとおり、審査終了まで閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅利竹二郎) ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、審査終了まで閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(浅利竹二郎) これで、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第226回定例会を閉会いたします。

午前11時49分 閉会